

りますね。だから、そういうところに順番をどうするかということも、今度は対策本部でこの人についてはここからいきましょうとか。しかし少なくとも住まいを、今月から払うというならやはりそこを追い出すわけにはいかないわけですから、やはりそういう順序を立てながらこっちでプランをある程度考えていくというふうにしなないと。そして、そのプランを提示してこれでどうだというふうにしていかないと、こういうのは上がらないのではないかというふうに思いますので、私も、助役あるいは収入役、本部長、副本部長にも私の考えを申し上げながら、内部でやはり具体的に展開するように、活動するように努力をしていきたいとします。

渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 これをやめますが、ぜひ来年の9月の決算の議会には具体的な効果が見える決算であってほしいということを最後にお願ひして、この対策本部が名実ともに長井市の自立計画の中の一つに加わって役立つものになってほしいということをお願いしまして、質問を終えたいとします。ありがとうございました。

渋谷佐輔委員長 次に、順位2番、議席番号11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 私は、長井市の行財政運営が誤りなく展開されることを祈りながら総括質疑を行います。1点につきまして質問申し上げますので、明確な答弁をいただきますようお願いをしておきたいとします。

今回の質問は、山形県人事委員会や山形県地方労働委員会などの結果はどうだったのかという点についてです。具体的には、山形県地方労働委員会平成14年(不) 「不」というのは不当労働行為の不です 第1号事件と、山形県人事委員会平成15年(不) 「不」というのは不利益取り扱いのやつですが第1号事件について、以下お伺いをいたします。

総務課長にお伺いをいたしますが、まず、この山形県地方労働委員会平成14年(不)第1号事件について。これについては、平成14年3月18日付で、長井市職員労働組合と長井市職員労働組合現業評議会が申立人となって、長井市長を被申立人として展開をされてきた不当労働行為救済事件というふうになるわけです。以降、ほぼ2年間にわたって、8回の審問、それから3回の委員調査などがあり、平成16年3月9日、昨年(平成15年)の3月9日に地方労働委員会の命令書が出されたということのようですが、その命令書の中身、どのようなものだったのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

渋谷佐輔委員長 平進介総務課長。

平進介総務課長 お答えいたします。

命令の内容でございますが、一つには、現業職員の労働条件、賃金改善に関する統一要求書と、これは平成13年10月24日付、賃金並びに労働条件などに関する要求書、これにつきましては平成14年2月27日付に係る交渉について、現業職員及び企業職員の労働条件に関する限り、誠実に応じなければならない。

もう一つは、市長は、命令書交付の日から1週間以内に、不当労働行為に当たるような行為を繰り返さない旨の職員団体等あての文書を申立人に手交しなければならない。

三つ目には、平成13年3月17日以前の交渉に係る申し立ては却下し、その他の申し立ては棄却する。以上となっております。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 これは命令書の3点にわたる主文を今読まれたというふうに思います。私もいただいて読んだわけですが、この地方労働委員会の命令書については、まず大事なことは、長井市職員労働組合と長井市職員労働組合現業評議会、これが両者とも労働組合として申立人としての適格性を認めただということがまず前提であるわけです。

そのことがあって、その上で、今言われた第1の命令というのは、平成13年秋の統一要求に係る交渉、それから平成14年春の統一要求に係る交渉において、長井市長に不当労働行為があったということを認めて、これらの交渉について誠実に応じなければならないというものです。第2の命令は、今言われたように、労働組合に対して、今後、不当労働行為を繰り返さない旨の文書を手交しなければならないというものです。そして命令の第3は、平成13年3月17日以前の交渉に係る申し立て、これは却下。これは1年を経過していますよと。その余の申し立てを棄却をするということになるわけです。

しかし、この棄却をされた部分については、命令書、第4当委員会の判断のうち、8の救済命令で見解を示しているのではありませんか。そこをお聞かせください。

渋谷佐輔委員長 平進介総務課長。

平進介総務課長 お答え申し上げます。

命令書の8番の救済方法であります。市職労及び市現業は、労使合意のないまま、あるいは交渉を行わずに変更された55歳昇給停止制度、期末手当の削減、勤務時間延長、特殊勤務手当の支給停止・旅費日当の一部支給停止の延長、並びに平成12年6月から実施した組合休暇取得者の勤勉手当カットが不当労働行為であると市長が認めることという内容になっております。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 いやだから、それは途中で総務課長はやめているわけなんです。これは、そういうことを言いながら、前記の認定のとおりであって、市職労及び市現業の要求が団体交渉の誠実対応を求めるものであると考えられることからして主文の救済をもってこれは足りると判断をします。だから、棄却はするけれども、主文で言うところについてこれから意を用いなさいというふうにいっているわけですね、そうですね。

重ねてお伺いをしたいわけですが、この命令書の内容、今、総務課長読み上げられた主文を中心として構成をされているわけで、不足をするところは、当委員会の判断ということで事細かに記載がされています。この命令書の内容はほぼ申立人の主張が通ったものと私は感じますが、ここはどうとらえておられますか。

渋谷佐輔委員長 平進介総務課長。

平進介総務課長 申し立ての大部分のところについて、申立人のとおり命令書が出されたものというふうに考えております。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 それで、もう一つお伺いをしますが、この命令を受けて長井市はどのような対応をされたのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

渋谷佐輔委員長 平進介総務課長。

平進介総務課長 このたびのこの地方労働委員会の命令に基づきまして、市は、市長名の文書を手交いたしております。また、平成16年11月24日並びに平成17年6月29日に市長交渉を行っておりますし、今後も継続することとしております。以上です。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 平成16年3月22日付で二つの組織に対して市長名で文書を手交したと、手渡したということになっているわけです。その中身についてお聞かせください。

渋谷佐輔委員長 平進介総務課長。

平進介総務課長 手交した文面を読み上げます。

長井市長目黒栄樹は、平成13年11月及び12月並びに平成14年3月の長井市職員労働組合及び長井市職員労働組合現業評議会との間の団体交渉において、団体交渉を拒否し、団体交渉に誠実に応じませんでした。これらの行為は、山形県地方労働委員会によって、現業職員及び企業職員の労働条件に関する事項に限り労働組合法

第7条第2号に該当する不当労働行為であると認定されましたので、今後このような行為を繰り返さないようにします。平成16年3月22日、長井市長目黒栄樹。長井市職員労働組合執行委員長鈴木敏典殿。長井市職員労働組合現業評議会議長寒河江清二殿。以上でございます。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 ありがとうございます。重ねて、今度は県の人事委員会の関係についてお伺いをします。

平成15年5月29日付で提出をされた不服申し立て事件、先ほど言いましたが、山形県人事委員会平成15年(不)第1号事件について。これは、長井市職員が、処分者、長井市長と置賜広域病院組合管理者に対して行った不服申し立て事件ということになりますが、これについても本年3月10日付で県人事委員会から裁定書が出されているということのようですが、その内容、どのようなものだったのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

渋谷佐輔委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 この概要からご説明すればよろしいでしょうか。

概要につきましては、市長が平成15年4月1日付で、当時の会計課補佐(工事検査担当)である申立人に対し、置賜広域病院組合に派遣を命ずる発令、これが第一発令になりますが、を行い、これを受け、置賜広域病院組合管理者は、同日付で置賜広域病院組合事務局医療連携室医療連携主幹補佐を命ずる発令、これが第二発令ですが、これを発令しました。これに対して申立人は、県人事委員会に対して平成15年5月29日付で、第一発令は違法または不当であり、第一発令を前提としてなされた第二発令も違法または不当であるとしてこれらの取り消しを求め、地方公務員法第49条の2の規定に基づく不服申し立てを行った。その後、置賜広域病院組合管理者は、平成16年4月1日付で、技術吏員に併

任する、置賜広域病院組合事務局総務課課長補佐(施設担当)を命ずる発令、これが第三発令になりますが、これをしました。

この結果、裁決の内容であります。第一発令については不当なものと判断されるが、申立人に直接の法的効果を生じさせるものではなく、第二発令に同意を与えた事実を申立人に通知する行為であり、処分とは認められず、不服申し立ての対象とならないため却下する。第二発令については、発令期限、平成16年3月31日到来により失効している。第三発令については不当と認められ、申立人は派遣前の地位に復されるべきものであるから、取り消すのが相当であるという裁決の内容になっております。以上です。渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 今、総務課長が概要まで含めて答弁されましたけれども、そういうことです。主文を中心に話をされたと思います。

この裁定書の要点でいうと、これは病院の管理者による現在効力を有する本件第三命令、これは平成16年4月1日付のやつですが、この命令は、そもそも市長の不当な派遣命令を受けたものであり不当と認められ、申立人は派遣前の地位に復されるべきものであるから、これを取り消すのが相当だというのが要点だと私は思います。そうではありませんか。

渋谷佐輔委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 お答え申し上げます。

最終的に申立人は派遣前の地位に復されるべきものであるから、取り消すのが相当であるというふうなことでございますので、その裁決の内容に従って処理をいたしております。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 同時に、主文でいわゆる第一命令については処分ではないということで、市長に対する申し立ては却下をするということになっているわけですが、しかしながら、本来であればこの申し立ての対象とならないは

ずの派遣命令、これについてあえて検討を行っています。それで、先ほど言われたように違法ではないけれども不当だと、これは、という判断を下して、その判断をもとに、現在最も有効な命令を取り消すというこの結論を導き出しているというところに私は大きなこの裁定の内容がある。いわば、最初の派遣命令が原因をつくったんですよということを明確に言いながらこの第三命令を取り消すというふうにした、というふうに解するべきと私は思いますが、総務課長いかがですか。

渋谷佐輔委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 結果的に、最初の第一命令があったことによって第三命令が生じたというふうに考えております。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 そういうことだと思います。

今回もう一つ、県人事委員会が不当と判断した理由というのがあるわけで、これはこの裁定書の中に再三出てまいりますけれども、長井市職員労働組合の衰退や申立人の組合活動を阻害する意図があった、だから不当だと言っているわけです。このことは再三出てくるわけですが、今回の裁定の基礎をなしている部分にこのことは位置づけられるというふうに考えますが、それについてだけお聞かせいただきたい。

渋谷佐輔委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 人事委員会の判断といたしましてこの裁決書の中で述べられておりますが、市職労の衰退や申立人の組合活動を阻害する意図があったと見るのが相当であるというふうに書かれておりますが、市といたしましてはそのようなことはないというふうに考えております。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 そのようなことがないと言われたというのは、それは当局の主張なわけですが、しかしそういう主張を、ほぼ2年間

にわたって双方審問がありましたね。審理があって、出された裁定がこうなんですよ。これは私はそのとおり受けとめる必要があるというふうに理解をしていますが、そうではないのですか。

渋谷佐輔委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 市としての考えはただいま申し上げたとおりであります。第三者機関として阻害する意図があったと見るのが相当であるというふうに判断をいただきましたので、その線に沿って処理をさせていただいております。渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 その線に沿って処理をさせていただいているということはどういうことですか。この裁定の内容に不服があるから違うところに持ち込むという意味なのかどうなのか、お答えください。

渋谷佐輔委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 長井市としましては申し立てのとおりでございます。それを第三者機関である人事委員会というところで判断いただいた内容につきましては、十分尊重して処理させていただくというふうな意味でございます。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 そういうことだと思います。市はその後、この裁定を受けてどう対応されたのかお聞かせください。

渋谷佐輔委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 この人事委員会の裁決書による判定がなされたことを踏まえまして、市は、人事委員会に確認の上、置賜広域病院組合事務局と協議し、申立人に対し3月18日に口頭で次の2点について説明し了解を得ております。

一つには、平成17年3月31日までは派遣を継続し、業務を担っていただく。長井市への異動は平成17年4月1日付とすると。二つ目には、復されるべき派遣前の地位とは、派遣前の会計課補佐（工事検査担当）でありましたが、この

地位を指すものではないというふうな説明を行い、確認をし、了解を得ております。その結果、平成17年4月1日付で申立人の置賜広域病院組合の派遣を解き、建設課補佐を命ずる旨の発令を行ったところでございます。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 そういふ具体的な対応をされたということになるわけです。

2点目の質問に入らせていただきます。

これら地方労働委員会における不当労働行為救済事件、これは、先ほど言いましたけれども、ほぼ2年間にわたって審問あるいは委員調査などが行われてきたわけです。この間、当局は、これは顧問弁護士になるんでしょうかね、に対してこの対応を依頼をします。あるいは、総務課を中心に関係者の打ち合わせ、あるいは尋問への出席などあったわけが、総体で幾らぐらい経費がかかったのかお聞かせをいただきたいと思います。平成13年度に発生をしていますから、13年度弁護士費用幾ら、関係者費用幾ら、14年度はどうか、15年度はどうか、合計幾らかということでお聞かせをいただきたいと思います。

渋谷佐輔委員長 平進介総務課長。

平進介総務課長 最初に、地方労働委員会に対する不当労働行為救済申し立て事件の方から申し上げます。

平成14年度から弁護士費用が発生しております。14年度は44万円でございます。弁護士の報酬費でございます。内容につきましては、着手料30万円、日当14万円となっております。また、旅費につきましては弁護士が山形市在住のため請求はありませんでした。また、職員につきましても、公用車による日帰り出張のため支出しておりません。14年度は44万円でございます。平成15年度ですが、42万円となっております。弁護士報酬費42万円でございます。旅費につきましては支出がございません。合わせて86万円が地方労働委員会関係の経費というふう

なっております。

また、人事委員会に対する不利益処分に関する不服申し立て事件でございますが、平成15年度につきましては62万円でございます。弁護士報酬費が42万円、置賜広域病院組合負担金が20万円、旅費については支出されません。合計で62万円でございます。平成16年度ですが、弁護士費用が36万円、置賜広域病院組合負担金が28万5,270円、不服申し立てによる審査関係事務、これは県の人事委員会に対する費用でございますが、22万6,000円でございます。合わせて16年度が87万1,270円の支出というふうになっております。以上です。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 質問していないところも答弁をいただきましてありがとうございます。

このように経費がかかったわけですね、結果的に。同時に、この期間というのは財政再建期間ということになるわけです。これは市長にお伺いをしますけれども、このように、例えば地方労働委員会の関係でいえば、弁護士さんですね、ここにかかった分だけで86万円、2年間にわたり。人事委員会の方については、これは150万円ぐらいかかっているわけですね。これは、この命令書あるいは裁定書などから判断するとほとんどがこの申立人の主張が通った中身ということになるわけですが、地方労働委員会の命令にあるように、最初から当該団体と交渉しておけばこのような経費の支出は要らなかったのではないかと私は感じますけれども、そこはどういう見解をお持ちですか。

渋谷佐輔委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 まず申し上げたいのは、この地労委の10月24日というやつは、交渉をしていたときに「市長は全然勉強していない」とかなんとかとやじを飛ばすんですよ。その当時はまた市外からもありましたから、それじゃあやはり

これは交渉にならんぞと、せっかく交渉しているときに。そういう交渉ならばテレビでも入れたらどうだと、みんなにわかってもらうために、というようにところでこれじゃあ交渉にならんというふうに言ったものでありまして、これについて言えば、誠実に交渉に応じなさいということですから、そちらもそういうふうの外からいっぱい動員するとかやじを飛ばすとかということではなければ、私は誠実に応じますよというふうに地労委の皆さんの審問の中でお答えして、それでなったものだと。

その内容も、55歳の昇給停止制度、期末手当の削減、これは給料の何%カット等は、これは何度も交渉して、座り込まれたわけですが、結局最後に議会も通られて、そして後で、市民の妥当な判断だということで、何ていうんですか、確約書、確認書みたいなのを通した話なんですよ。それから、勤務時間の延長というのは5時から5時15分。蒲生光男委員のお話ですよ。これちゃんと働かなければいけないことになっているのに、休憩時間だ、休憩時間だと、こういうのはだめだよという話ですから、これについても意見はちょっと違ったんですよ、この給与手当とかなんとかということについては。最終的には、やはり議会制民主主義ですから議会でご判断をいただいてなったものです。それから、特殊勤務手当とか旅費一部停止というのは、前の市長のときから財政再建でこれはずっとやっていたものですから、それをそのまま17年度まで延長しましょうよという話であって、私が特段に持ち出した話ではないんです。

そういった意味で、まず第1のことについて言えば、交渉に誠実に応じるということで、地労委の方もそれでよいと。それは動員とかなんとかもなく、県本部もたった1名で、しかも発言はないようにすると、大体、というようなことを条件にその後はずっと誠実に交渉しているわけですし、第2の県の人事委員会について言

うと、会計課補佐の方は、これは置賜病院の医療連携補佐になってもらいたいとは思ったんです。これは技術吏員だけれども課長になって事務吏員になる人なんていうのはいっぱいいるわけだし、やはり組合の委員長もなされた人だし、患者の皆さんのいろんな思いもある、病院との連携もあると、そういうのにはまさにうってつけじゃないかというふうに思って。別に補佐の身分のままですよ、そちらにさせていただこうと思って。この人事について県の人事委員会は、補佐のままでもあるし、技術吏員が事務吏員とかというのは、それは人事だから、市長の人事だから、それは違法とは言えないという判断をしているんですよ。

でも、置病について言えば、そういう判断が出たわけですから翌年の4月に補佐のままこっちへ帰ってきていただいたというものでありまして、一連ね、私が申し上げたいのは、高橋委員ね、公務員改革をしなければ行政改革はできないと。これはもう国民の声ですよ。今度の選挙でも明らかなわけです。それをやはり断行するために私はやったら、すぐ人事委員会、地労委に持ち込まれて、そうなる今度は呼び出しに行かないというわけにいきませんから費用もかかる。しょっちゅう私がそこに行くというわけにいかないから、公的な代理人を立てなければいけない、そういう費用もかかる。しかし、大きな意味での行財政改革の一環だと私は思って、信念を持ってやってきたんです。そしてそのことについて言えば、あなたの3年前の選挙のときに、ほぼ7割の皆さんが私のやり方でいいというふうに言われたんですよ、これは。そして、今でも評価はちゃんとしてもらっているんですよ。

そういった意味で、それはまあいろいろと、裁定が出た、それには従いますよ。誠実な交渉をしるとか、もとへ戻せというならもとへ戻しますけれども、私は基本的に交渉はちゃんとや

ると、交渉はお互いに。そして論点がある程度違ったら、それは最終的には議会で決めていただくというのは、これは信念を持って公務員改革をやってきたことなんだということでご理解を得たいと思いますし、高橋委員の思いよりも市民のあらかたのご理解は得ていると思っております。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 後段のくだりはもう何回も聞き飽きましたから、それについてどう言うつもりはありません。しかし、そのことは事実とは違います。

それで、今、市長何点が言われましたけれども、私が質問していることとは違うんです、答えが違うんですよ。私は、この地方労働委員会の命令にあるように、最初からこの当該団体と交渉しておけばこういう支出、これは要らなかったのではないかと、そのことについてはどういう見解を持っていますかというふうにお聞きをしているので、そのことに対してまずお聞かせください。

渋谷佐輔委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 ですから、私は常に交渉には応じてきたんです。今まで交渉を拒否したことはありません。そして私自身、やはり交渉は大事だと思っていましたから、公務員の改革のために、できるだけ私本人が出てきたんです。そして出ていったんです。そして、やっているけれども、どうもやはり、やじばかり飛ばすとか、外から入ってくるのが、ストライキで座っているときなんか半分もいるんですよ。「見たことないな、どこだ」と言ったら、戸沢だとか米沢だとか天童だとかって始まるから、そういうやつがどんどんやじ飛ばすわけです。彼らは怖くないからね、僕のことに限っては、地元の皆さんはやじは飛ばさなかったんですけれどもね。これじゃあ交渉にならんぞと。それから、せっかく答えているときに「勉強してない」とかで

すね。僕はそれはすごい勉強しているとは思いませんけれども、そこそこやっている、努力はしていると思っていますから、そういったことを言うようじゃだめだよと。

ちゃんと論点についてお互いに述べ合って、冷静に、そしてどうしてもやはり……、妥結できるところは妥結するんですよ、それは。合意できるところは合意したこともいっぱいありますよ、それは。しかし合意できないところについては、最終的に議会にご提案して議会の皆さんの判断をまつんだと。それはやはりそうですよと。合意できなければ提出するなど常に来るから、そうはいかないよと。合意できなければ提出するとかといたら、いつまでたっても改革ができないじゃないですか。それはだめだというのが今度の選挙の結果でもあるわけですよ。公務員制度改革はやはりやらなきゃいかんという。そこはやはり私は今までどおりやってきましたし、そういう意味です。答えていると思います。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 そういうことを聞いているんじゃないんです。あえて、今言われたから、それじゃあ命令書の中で今市長が言われたことについてどう触れているかについてあえて触れます。

これは16ページで当委員会の判断の中に示されています。一つは、資料の提示について。使用者は、団体交渉によって、組合の要求を受諾して譲歩する義務を負うものではないが、自己の見解に固執する合理的な理由を具体的に説明しなければならず、また、その説明も一方的な見解の表明では不十分で、相手側を納得させる努力を要する。単に「民間企業が厳しい」等を表明するだけでは、市の説明は具体性に欠けると言わざるを得ない、と指摘をしています。

市長の退席について。交渉の流れの中で、市長の発言に対する「人勤制度を勉強しろ」の発

言は受忍できないまでとは認めがたく、交渉の場に復帰しなかったことは、団体交渉の拒否の正当な理由とは言えない。

三つ目、助役への権限委任について。助役は権限委任をされているわけですがけれども、同月、11月22日の市長交渉において、市長は、助役交渉は「意見を述べ合うだけ」と述べており、助役に権限が委任されていたか疑問である。

市長が言われた公開での団体交渉について。これ四つ目です。これについては、公開のもとで行う等の条件を付して結果的に団体交渉に応じないのは、団体交渉を拒否する正当な理由とは言えない。

五つ目、団体交渉における合意形成について。団体交渉は意見を述べ合う場ではなく、当事者双方が対案を用意し資料を提供し、一致点を見出すべく最大限の努力をする場である。同年12月20日の交渉の最後に市長が「意見を述べ合って終わりだ」と述べたことは、交渉を形骸化し団体交渉を軽視するものである。

交渉時間。これは六つ目ですが、市が確保した交渉時間が十分であるとは言いがたいと指摘をし、総括で、以上のとおりであるから、本件交渉については労組法第7条第2号に該当する不当労働行為であるというふうに命令を出しているんですよ。そのことを何かどこかに置いているんなことを言われるというのは、筋違いというふうに申し上げておきたいと思います。

ちょっと観点を変えてお聞きをしますが、結局、この命令書では不当労働行為が明らかになると。当局にとっては利益のない、いわば利益を伴わない支出というふうになるのではないかなと思うんです。これはどうとらえておられますか。

渋谷佐輔委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 それはですから、資料の提供について不十分だ、不十分だと言われるのと、こちらが十分だと、財政状態等についても何につ

いても。ここはやはりちょっと見解が相違したぞと。これは地労委の皆さんにもちゃんと申し上げました。

それから、最終的な決断は私がやりますよと。それは、選挙で選ばれた。長井市の方向性を決めることですから。それはそこまで委任はしませんよと、特にこういうぎりぎりの問題についてはと。これは当たり前ですよと。

それから、公開すべきというのも、やはり余り外から来たりわんわんと言われたらそれはだめだから公開すべきだと言ったので、穏やかにやるというなら、それはまあ地労委の皆さんの穏やかにやるということに従いますよと。それは決定が出れば、法治国家ですから、そういう意見をあれした上で、私の意見も申し上げた上でそういう交渉……。この地労委のあいつは詰めて言えば誠実に交渉しろと、これだけですと。これだけだと私は思っていますから。これはやっておりますということですね。

それから、県の人事委員会についてもそれはもちろんそうですが、そういった、受けて立たなければいけないわけですから。私は公務員制度改革だと思っているわけですから、これについてやはり、ただ、そうはいつでも、いつも引っ張り出されて私の日常の仕事ができないなんていうわけにいきませんから、法定代理人は立てなければいけない。それはそういう対応をしてきたということであって、それは当然のことじゃないかというふうに思っております。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 この命令書について余りいろんなことを言われると、最初に言った答弁がおかしくなるんですね。従うというふうに言っているわけだから、そのことを忘れないで、以下答弁をお願いしたいと思います。

受けて立たなければならぬということですよ。そうでしょう。しかし私が申し上げたのは、よく市長も言われますけれども、費用対効果など

ということを言われるわけです。これから見ればこの2年間の支出はどうだったんですか。きょうは私通告しておりませんから監査委員の意見を求めませんけれども、しかし、こういうことはやはり一つ明確にしておかなければならない課題だと思うんですよ。ここはどうお考えになりますか。

渋谷佐輔委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 それは、この間、400名おられた公務員の皆さんを、やはり共同調理場やいろんなところを改革して、共同調理場なんか約半分近くになったわけでしょう。それから、63名と人件費も4億7,000万円ほどなったわけでしょう。やはり具体的な改革が進んだということで、全体としてプラスの方がはるかに大きいというふうに私は思っておりますし、私を支持してくれる方は過半数以上いるというふうに思っております。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 改革が進んだ、いわばそのための支出というふうなことにとらえていいのだと思います。本当にそうなんでしょうか。

それで、もう1点市長にお伺いしますが、このような二つの命令、これは昨年3月とことしの3月というふうにあったわけですね。地方労働委員会は命令を、それから人事委員会は裁定をというふうにありました。しかし、これ私、総務課長にお伺いしますが、この間私、所属、所管の常任委員会、総務・文教常任委員なんですけれども、この種の報告は一切ないんです、議会には。恐らく、私今いろいろやりとりしていますけれども、何のこと言ってんだかなとは思わないまでも、余りわからないと思うんですね。最初何の話をしているのかよくわからないというくらい、実際は議会にも何ら報告ないんです。先ほど総務課長から答弁をいただきましたように、地方労働委員会については86万円の支出を2年間にわたってし、あるいは県人事委

員会には150万円ほどの支出をしておきながら、結果はこうなりましたという報告もないんです。これはなぜ報告されなかったんですか。

渋谷佐輔委員長 平進介総務課長。

平進介総務課長 市で支出する金額につきましては当初予算なり補正予算なりでお願いしておりますから、その部分ではこの内容についてご説明申し上げているというふうに思っておりますが、なお、今回の結果につきまして議会の皆さんに報告がなかったというふうな部分につきましては、今後検討してまいりたいというふうに思います。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 今後検討してまいりまうと言われますけれども、私知りたいのは、何で今回こんな大切なことを報告をしなかったのかなということなんです。

(「全部資料出させろ」と呼ぶ者あり)

11番 高橋孝夫委員 資料欲しいって言えば、言ってください。

(「何のことだかさっぱりわからない」と呼ぶ者あり)

11番 高橋孝夫委員 それは、だから大切なことを今まで放ってきたということになるわけです。これではやはり私、いけないと思うんですね。

例えば、市長は長井市が公務員削減トップだということで、それは、ちょっと雑誌の名前忘れましたけれども、すぐ載せましたね。市報に掲載をしてPRをされたわけです。だけれども、正直言えばこれは当局にとって余りいい話題ではない。だけれども、こういったことは報告しないというふうなことであってならないと私はこう思うんですが、何か意図があったんですか、市長。

渋谷佐輔委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 あれは「週刊東洋経済」の4月2日号なんですよ。これはある人から言われて、

私は別に市報に……、市報に載ったのは7月だ
と思いますね。ところが皆さんから、これぐら
い頑張っているんだから、ある人からもある人
からもある人からとも言われたから、その本をそ
のまま載せるということならば別に、こっちが
意図的に載せたわけでもないんだし、やはり自
信持っていていいと、長井市は。行財政改革を進め
ているんだと。そういう外部の評価ですからね。
それは3カ月もたってから載せたんですよ、あ
れはね。載せた方がいいという意見がいっぱい
あったからです。そういう意味です。即載せた
なんていうんじゃないです。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 私が聞いているのは、
そういう市のPR、これはもちろんそういう傾
向はあるんだと思いますけれども、ということ
はすぐ出す。すぐではない、3カ月後とおっし
やいますけれども。しかし、ちょっと都合悪い
というふうなところはだんまりを決め込むとい
うのはどういうふうな意図なんですかというこ
となんです。市民から何人かから言われて市長
はそういうふうに掲載をしたと言いましたね。
しかし、これは公の第三者機関がそれぞれ命令
をし裁定をしたものなんですよ。これを従うと
いうふうに行っているのであるとすれば、当然
にして議会にも市民にも知らせて説明をして
いくということが必要なのではないですか。ど
うですか。

渋谷佐輔委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 市報等について何を載せようか
ということは、いろいろとそれはそういう判断
はありますよ。それから、載せてほしいという
ものがあつたらそれは載せるべきだし、載せる
のが必要であるかどうかは、それはやはりそれ
なりに検討してやることだと思いますね、別に。
それだけです。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 私はね、市長が言われ

る市報に載せてくれなんていうこと言ってない
んですよ。まず聞きたいのは、議会に対して説
明がなかったということはどうなんだというこ
とです。

ちょっと時間をいただいてすみませんが、ち
よっと言っていることがわからないそうですか
ら、総務課長、この両方の裁定書と命令書、こ
れ今配っていただけませんか。私も何を質問し
ているかわからないなんて言われちゃいられな
いから、ちゃんとわかるようにしてください。
渋谷佐輔委員長 暫時休憩します。

午後 2時42分 休憩

午後 3時14分 再開

渋谷佐輔委員長 休憩前に復し会議を再開いた
します。

平進介総務課長。

平 進介総務課長 ただいま資料をお配りいた
しましたので、ごらんいただきたいと思いま
す。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 今、資料というか、命
令書と裁定書それぞれいただきました。これに
ついては、主文と、それからそれぞれの委員会
の判断だけを記載されたものでありまして、ほ
かにはその経過など、それから双方の主張など
あるわけですから、それについてはなお調整い
ただいて後ほどでも配付をいただければと思
います。

そこで、3点目と4点目一緒にして市長にお
伺いをしたいと思います。

市長は、先ほど来からこの命令書あるいは裁
定書の中身については従うというふうに見解を
表明されているわけです。そこでお伺いをした
いわけですが、今定例会に上程をされています
議案第61号 長井市一般職の職員の給与に関す
る給与条例の改正というものが出されているわ
けですけれども、ここの部分については過日の

一般質問で私が質問をさせていただきましたけれども、交渉は残念ながら新聞報道などにもあるように物別れみたいな形で終わっているわけです。

私は、この命令書に従うと、しかも昨年3月22日付で当局が対労働組合に文書を手渡しているというそういう経過からいっても、これでは私は不十分だというふうに思うわけです。これからこの命令書の趣旨に従って、沿って、交渉を続けていくのだというふうに私はすべきだと思いますが、そこに対する見解を伺いたと思います。

渋谷佐輔委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 何度も申し上げますが、裁定書は尊重しますとね。しかし、私たちの言い分はこうでしたと申し上げましたね。その言い分について、例えば今、地労委ですが、中労委でもどこへ行ってでも、これは私たちの方が正しいという方も結構いらっしゃったんですよ、私の周りにも。いろんな皆さんから。弁護士の皆さんにもお聞きしたり、いろんな皆さんに聞いても。しかしそれではね。そこで私の正しいという意地を通して、これはやはり時間と金のかかる話ですから、それは裁定書を尊重して。裁定書は、地労委でいえば誠実に交渉に応じなさいということでしょう。交渉に応じますよと。2番目でいえば、人事権だと私は思っていますけれども、それをもとに戻しなさいというからそれは補佐のままこっちへ戻しましたよと。そういうふうにして、なるべくやはり改革を進めたいと、抵抗なさる方はあるわけだけれども。ということで私は柔軟に対応したつもりですよ。

その29分についても、私はなじまないと思っていますよ、それは違法闘争なんだもの、これは。でも、交渉の申し入れがあったから交渉に応じましたよ、私は、誠実に。30分やりとりがあった。これは違うと、市長の考えは違うと、我々は交渉事項だと思っていると。いや、これ

は交渉になじまないものだと思っているとやり合って、もう言うことないと向こうの方が言うから、それじゃもう言うことないのならそれはしょうがないと。だから彼らが言うように、合意しなければ提案しないでくれと、議会にね。というわけにはいかんぞと、それは。それはもう南陽でもちゃんと議会を通っている話でもあるわけだし、これはやはり改革をすべきときには改革をするんだから、最後は議会の皆さんの判断にお聞きするんだと。それは提案しますよと、当局の責任で、というふうに申し上げたわけでありまして、今後また新たにこの問題について交渉をしたいということであれば、それは私の時間もやりくりして受けて立ちたいというふうに思います。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 今の最初の方の答弁聞いていますと、例えば地方労働委員会の命令書に対しては、これは中央労働委員会に、上でね、再度やってもいいんだというふうなことであるとか、いろいろ出されているわけです。

私はそういうことで本当にいいのかと感ずるわけです。少なくとも、山形県における地方労働委員会というのは、労働関係でいえば第三者機関では最高峰ですよ。同時に、人事委員会であれば県及び市町村職員の関係の権利をつかさどるところですよ。そこが出した命令、裁定、不満だけれども従うということですか。私は、少なくともこれは真摯に受けとめながら、今後繰り返さないというふうなことを明言する必要があるんだと思うんです。それが第三者機関が出した命令や裁定に対する敬意の払い方だと思う。そこはどうですか。助役はさきの総務・文教常任委員会の中で、このことを申し上げたら、これは当局としては真摯に受けとめるのだというふうにおっしゃいましたが、市長は違うのですか。

渋谷佐輔委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 何度も申し上げておりますが、それはね、争いがあったら最高裁までいくんですよ、それは日本のあれでいえば。中央労働委員会だって道はあるんです、そんなものは。しかしそういうことではなくて、私は最終的にやはり決着つくのは、総選挙でもあり市長選挙でもあり、選挙で私は決着つくと思いますからね、最終的な意見の違いは。市民の皆さんの、国民の皆さんの意見が、意思がどこにあるのかというところで決着つくわけだから、それは浴びた火の粉は払わなきゃいけませんけれども、ここについていえば私の理解は、地労委については交渉を誠実にやればそれでいいんだと。現にある地労委はそういうふうに言っているわけですし、第2でいえば、人事権についてそんなに型にはめるといってもおかしいんだと、それは。降格とかそういうことでないんだから。人事はやはり適性があって、そして登用があって、いろいろあるわけですけどもね。それは人事権者の裁定なんだからという意見もあったけれども、そういう裁定が出たわけですからそれは尊重しますと私は言ったんです。そういうものでしょう、世の中というのは。そうじゃありませんか。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 「尊重します」、これでいいんです、出たんだから。

(「尊重しております」と呼ぶ者あり)

11番 高橋孝夫委員 いや、してないですよ。していないから私はまた聞くわけです。

それで、先ほど申し上げましたけれども、今回出されているこの一般職の給与に関する条例改正については、申し入れがあれば受けるという今の答弁でした。この申し入れがあれば受けるというふうなことは、さきの一般質問の私の質問にも答えておられます。しかし、その際市長は、もう結論は決まっているというふうに同時におっしゃいました。しかし、先ほど申し上

げましたけれども、この命令書ではそういう対応ではだめですよと。合意形成に向けた努力の場ですと。そこは資料もきちっと出して説明責任を果たして、互いが対等に誠実にやり合う場が交渉なんだというふうに言われていました。そういう交渉をこれから続けていくと、申し入れがあれば、ということで理解をしていいのですね。

渋谷佐輔委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 だから、結論が決まっているという意味は、それは議論をしても平行線の場合があるわけです。特に僕については、29分は交渉になじむ労働条件の変更でないんだもの。法律でそう決まっているんだもの、公務員の皆さんはストライキしちゃいかんと。ストライキしたときに給与のカットができないなんていうこと自体がおかしいというのが南陽市議会の判断なんだから。やはり我々もそうだと思うし、やはり議員の皆さんに、直接、議会制民主主義でお聞きするんだというのが、それが結論だということですよ、それは。そして交渉は、申し入れがあった場合には、私は交渉好きですから、大丈夫、いつでも交渉は受けて立ちますよと。そういう意味です。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 交渉は受けるということですから、それはいいです。

今ほど市長は、これは交渉事項でないと、管理運営事項だというふうに言われました。しかし、お聞きするところによりますと、今月5日付で山形県地方労働委員会に対して長井市職員労働組合及び同現業評議会からあっせん申請書が出されています。これについては、まさに申し上げたこの議案第61号に関する案件で、交渉、労使対等で誠実な交渉が実現できるようあっせんの促進を求めますという中身です。これに対して地方労働委員会は、12日付であっせん開始通知書というものをしています。9月5日付

で申請のありましたあっせん事件について、当委員会は平成17年第4号長井市あっせん事件としてあっせんを開始することにしたので通知しますというものがあるようです。

それで、私伺いますけれども、地方労働委員会が交渉のあっせんに乗り出すということは、当局が管理運営事項というふうに言っていますけれども、このことは労働条件の変更であり交渉事項だと認めたからあっせんに乗り出すということになると私は思うんです。そこはどういう見解ですか、どちらでもいいですよ。

渋谷佐輔委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 それは組合及び高橋委員のご見解であって、総務省は最終的にはやはり当局のあれで決断して下さって結構ですと。それから県もそうだと。地労委の裁定も交渉をしてくださいというだけの話じゃないですか。僕はそういうふうに受け取っております。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 そういうもんじゃないですよ。交渉事項でない中身を交渉のあっせんをしてほしいなんていったって、これはだめ、門前払いです。そうじゃなくて、あっせん申請を受けて開始をするということになったわけです。だとするならばこれは明確に、地公法でいう55条云々ありましたけれども、それに該当するのではなくて、これはまさに労使の間で交渉して決着、合意を見るべきものとする交渉事項というふうに認めたから、あっせん申請を受けて促進をするということになったんだと思うんです。そういうふうに臨まなければ、私はこの交渉受けますといったって前になかなか行かないというふうに思いますが、前に行かせるためにもこれはやはりきちっとのんで対応すべきではないのですか。

渋谷佐輔委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 何度も申し上げますが、総務省及び県は当該団体の決定に斟酌する立場にはな

いと、これは地方自治体の自由だといっているんですよ、結論が。ですから、交渉は応じますよと。しかし、あなたのような解釈と僕の解釈は違いますねと。そういうことですね。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 そういうことではないんですよ。市長がおっしゃっておられるのは、それは自治体の判断として議会にかけるという判断は、それに総務省がどうこう言うあれはありませんというふうに言っているだけですよ。ただ、課題はいっぱいあるということは何遍も申し上げました。そういう中での交渉なんです。それはぜひ、多分これから具体的にあっせん促進のいろんな働きかけがあると思われます。その中では、地方労働委員会の命令書の中でも言っているように、交渉しても主張は変わらないということではなくて、団体交渉は意見を述べ合う場ではなくて、当事者双方が対案を用意し資料を提供し、一致点を見出すべく努力をする場であるというふうに言っているわけですから、これをしっかり守って、平成16年3月22日に文書であらわした「二度と繰り返さない」、このことを肝に銘じて臨んでいただきたいと思っておりますが、最後に市長の見解を伺います。

渋谷佐輔委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 それは何度も私は繰り返してしているわけですが、これはやはり地方自治体が決断をなさることであって、議会制民主主義というのは議会で決められることです。それに出すなということ自体がおかしいと。

それから、意見が合えばそれはね、合意しますよ。合意したところだってあるんです、それは。でも、合意できなかったところだってあるわけですから。それは例えばわたりのときだっているいろいと意見を入れて、双方やはり不満なところもあったけれども、合意した場合だってあるでしょう。あるんですよ、今までだって。いわゆる労働条件が、階段、少し手すりを直し

てくれとかいろんな要求なんかもあったときにも、ちゃんと合意しているところはあるんですよ。

でも、合意できなかったことについては、最終的にやはり当局の判断として議会に提出し、議会の判断をいただく。これは当然だと思いますし、その問題の本質について言えば、それはもうノーワーク・ノーペイで、蒲生吉夫議員だって当たり前だと言っておられるわけですから、やはりそれはそのとおりだというふうに私は思います。

渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 明確にならない中身を議会に判断を求める、これ本当に失礼な話ですよ。このことを申し上げて終わります。

渋谷佐輔委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これより細部審査に入ります。

ここで申し上げますが、質疑、答弁とも簡潔かつ明瞭をお願いするとともに、質疑の際はページ数をお示しの上お願いいたします。

認第1号 平成16年度長井市歳入歳出決算認定についての質疑

渋谷佐輔委員長 まず、認第1号の一般会計の歳入全部について質疑を行います。事項別明細書の23ページから50ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渋谷佐輔委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の一般会計の歳出について質疑を行います。

まず、1款議会費、2款総務費について質疑を行います。51ページから69ページまでであり

ます。ご質疑ございませんか。

17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 58ページ、企画費。この部分で監査委員の方から資料を提出してもらっておりますので、いわゆる随意契約の一覧というのをいただきました。この中にNPO支援対策事業委託料240万円があります。この部分というのは、この資料によるとマルコン・アスロードに委託したというふうになっておりますし、主要な施策の成果報告書の4ページには、それなりに成果として、ボランティアニーズの調査結果からNPO事業を検討し、実際にNPO法人を立ち上げ、法人化について課題の抽出、検討を実施したというふうになっておりますが、これの成果品というのはどういう形になってあらわれているのでしょうか。

渋谷佐輔委員長 松木幸嗣企画調整課長。

松木幸嗣企画調整課長 蒲生委員の質問にお答え申し上げたいと思います。

NPO支援事業決算につきましては240万円でございます。ご指摘のようにこれからの事業化に向けての検証と方策ということで検討させていただきました。成果品につきましては、事業終了後、ペーパーによる報告書というものをいただいております。以上でございます。

渋谷佐輔委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 その報告書なるものを後でいただけますでしょうか。

渋谷佐輔委員長 松木幸嗣企画調整課長。

松木幸嗣企画調整課長 後ほど準備させていただきます。よろしく願いいたします。

渋谷佐輔委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 今のところで、この事業は15年度の3月でしたか、少額のこれと同じ名前の委託料が出たんだと思います。それで、16年度の当初予算で改めてこの240万円の予算が組まれたんだと思います。私記憶しているのは、そこでは結局随意契約になるのではないかと